

社外重役

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪府北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

Selected Clients & Professionals Relationship

人 事

病欠で無理な出社は損失拡大！？ 疾病就業に人事評価制度の見直しも

今春のことだが、日本経済新聞に次のようなコラムが載った。「人事管理に詳しい日本総合研究所の高橋敏浩上席主任研究員によれば、最近の結果偏重の成果主義への反省から、プロセスにおける貢献度やチームとしての成果を重視する新しい人事評価制度を導入する企業が増えているため、突発的な休み(病欠)が取りにくくなった」というのだ。

日本人は、発熱が何度になると欠勤することが多いか? 気象情報会社のウェザーニューズが行った「日本の風邪事情」調査によると、発熱を理由に会社や学校を欠席するボーダーラインは平均で37.9度。38度まで上がらなければ、休もうとはしないことがわかった。病欠欠勤=アブゼンティーズムの反対語を「プレゼンティーズム」といい、人事関係者はこれを「疾病就業」と訳す。

最近の調査で、出社してはいるが仕事に身が入らない疾病就業のほうが、組織全体としての損失は大きいことがわかってきた。たとえば風邪だと少なくとも4.7%、花粉症だと4.1%仕事の効率が落ちるといわれる。プレゼンティーズムが深刻なのは、個人の生産性の低下だけでなく、周囲に影響(蔓延)を与えるからだ。

「健康経営」の実現に向けて、病欠だけでなく、プレゼンティーズムという目に見えにくい労働損失をいかに抑えるか。雇用側と労働者双方の意識改革が今後の大きなテーマになりそうだ、と専門家は憂慮する。

税務会計

太陽光発電等の100%即時償却 今年5月29日以降の取得から適用

2012年度税制改正で、グリーン税制が変わった。7月から再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されることに伴い、「2012年5月29日」から、グリーン投資減税の対象設備(太陽光・風力発電設備)の定義が変わる。これにより、5月29日から2013年3月31日の間に取得した太陽光発電設備と風力発電設備で、再エネ特措法の認定を受けた一定の設備に限り、100%即時償却が可能となる。

具体的には、対象設備である太陽光発電設備と風力発電設備のうち、(1)固定価格買取制度の事前認定開始日(2012年5月29日)から2013年3月31日までの間に設備を取得等し、(2)再エネ特措法第3条第2項に規定する認定発電設備に該当するものに限り、(3)その取得等した日から1年以内に事業の用に供した場合に、事業の用に供した日を含む事業年度において、取得価格の全額を即時償却(100%を初年度に償却)できるようになる。この事前認定開始日以前に設備を取得した場合や自家消費の場合は、現行のグリーン投資減税である7%の税額控除(中小企業のみ)か30%の特別償却の適用となる。

即時償却の適用対象となる太陽光発電設備は「買取制度の認定かつ10kW以上」、風力発電設備は「買取制度の認定かつ1万kW以上」の設備が対象となる。

なお、買取制度の認定制度について、例えば、認定に必要な書式や認定申請書の提出先等は、今後公表されるため、注意が必要だ。

今週のキーワード

プレゼンティーズム

Presenteeism(造語)とは、社員が出社していても、何らかの不調のせいで頭や体が思うように働かず、本来発揮されるべきパフォーマンス(職務遂行能力)が低下している状態のこと。頭痛や胃腸の不調、軽度のうつ、花粉症のアレルギー症といった、無理をすれば出社できる程度の疾病が原因で発生する疾病就業によって、全米では年間約1500億ドルの損失が出ているという。新入社員に多い5月病も同類とされる。